

商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明

商品先物取引法第214条第9号は、いわゆる不招請勧誘の禁止を定めたものである。商品先物取引契約の締結の勧誘を求めている顧客に対し、訪問又は電話をかける方法により、商品先物取引契約の締結を勧誘する行為を禁止している。この規定は、商品先物取引の知識に乏しい一般消費者である顧客に対して、突然の訪問及び電話により、不意打ち的にハイリスクな商品先物取引契約を締結させ、顧客に対して深刻な被害を与える事案が多く発生していたため、顧客保護のために平成23年1月に導入された規制である。

現在、経済産業省及び農林水産省は、不招請勧誘の禁止を緩和する「商品先物取引法施行規則」改正案（以下「本改正案」という。）を公表し、改正へ向け準備中である。本改正案においては、同法第214条第9号の例外を定める同法施行規則第102条の2を改正し、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る。）を、不招請勧誘禁止の適用除外規定に盛り込むものである。

年齢制限及び7日間の熟慮期間、理解度の確認という要件は、委託者保護を図るには十分なものとはいえず、本改正案は、透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである上、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害する恐れのない行為として主務省令で定める行為を除く」（商品先物取引法第214条第9号括弧書き）とする法律の委任の範囲を超え、施行規則によって法律の規定を骨抜きにするものと言わざるを得ない。

本改正案は、不招請勧誘を実質的に解禁するに等しいものであり、消費者保護の観点から看過することは出来ない。当会は、上記商品先物取引法施行規則の改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に強く反対する。

2014（平成26）年12月16日

釧路弁護士会

会長 那 知 哲